## 介護保険料 減免申請の必要書類等について

## (1) 法定減免

号・項	減免事由及び条件	減免割合	必要なもの・注意点
1-1	【居住家屋の災害減免】 居住する家屋が震災、風水害、火災(自己による重過失を除く。)その他のこれらに類する災害により著しい損害を受けたとき。 【次の条件に該当すること】 ・罹災証明書の損壊状況が半壊以上。	・全壊 100% ・大規模半壊 90% ・半壊 50%	□ 減免申請書 □ り災証明書または火災証明書 ※原則前年度までしか遡れません。 ※減免適用期間は被災された月から1年間となります。 災害減免のみ、減免適用期間が複数年度をまたぐ場合 は、翌年度分の申請は不要となります。
1-2	【居住家屋以外で被災した場合の災害減免】 震災、風水害、火災(自己による重過失を除 く。)その他これらに類する災害により、世帯主 または本人が被災したとき。 【次の条件に該当すること】 ・被災により世帯主が死亡、行方不明または特別 障害者となったとき。 ・被災により本人が行方不明または特別障害者と なったとき。	100%	□ 減免申請書 □ 該当する状況がわかるもの (死亡届の写し、行方不明者届、障がい者手帳など)  ※原則前年度までしか遡れません。  ※減免適用期間は被災された月から1年間となります。 災害減免のみ、減免適用期間が複数年度をまたぐ場合は、翌年度分の申請は不要となります。  ※居住家屋の災害減免についても該当する場合は、 減免割合の高い方を適用します。
2	【収入減少(死亡等)】 世帯の生計を主として維持する人が死亡した、 心身に重大な障がいを受けた、長期入院したこと により、収入が著しく減少したとき。 【次の条件に該当すること】 今年度の世帯合計所得見込額が、 前年中の世帯合計所得金額の10分の5未満、 前年中の世帯合計所得金額が750万円以下。	25%~ 100%	□ 減免申請書 □ 死亡診断書 □ 病気診断書(病気、障がい) □ 収入の増減が分かる書類(給与明細、通帳など) □ その他( ※1-2の災害減免についても該当する場合は、 減免割合の高い、災害減免を適用します。 ※減免事由以外の事由(世帯員の増減など)による 収入減少は減免審査の対象外となります。
3	【収入減少(失業等)】 世帯の生計を主として維持する人の収入が、事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等(定年除く)により著しく減少したとき。 【次の条件に該当すること】 今年度の世帯合計所得見込額が、前年中の世帯合計所得金額の10分の5未満、前年中の世帯合計所得金額が500万円以下。	25%~	□ 減免申請書 □ 営業廃止届出書 □ 失業前の収入が分かる書類(給与明細、通帳など) □ 雇用契約書、解雇通知書、退職証明書 □ 雇用保険受給資格者証(収入額の記載が必要) □ その他( ) ※減免事由以外の事由(世帯員の増減など)による 収入減少は減免審査の対象外となります。
4	【収入減少(農作物の不作)】 世帯の生計を主として維持する人の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作により著しく減少したとき。 【次の条件に該当すること】 今年度の世帯合計所得見込額が、 前年中の世帯合計所得金額の10分の5未満、 前年中の世帯合計所得金額が750万円以下。	25%~ 100%	□ 減免申請書 □ 農業共済制度による災害認定 □ その他( ) ※減免事由以外の事由(世帯員の増減など)による 収入減少は減免審査の対象外となります。